

令和 6 年度水戸市公営企業会計決算審査意見書

第 1 審査の概要

1 審査の種類

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項に基づく決算審査

2 審査の対象

- (1) 令和 6 年度水戸市水道事業決算
- (2) 令和 6 年度水戸市下水道事業決算

上記決算に関する証書類、事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書

3 審査の期間

令和 7 年 6 月 12 日から同年 8 月 7 日まで

4 審査の実施内容等

審査に当たっては、水戸市監査基準（令和 2 年水戸市監査委員告示第 1 号）にのっとり、決算書類及び決算付属書類は、法令に適合し、かつ正確であるかについて関係諸帳簿との照合及び計数の確認を行うとともに、7 月 4 日には、監査委員室において関係職員から説明を聴取し、定期監査及び例月出納検査の資料も活用して審査を実施した。

5 審査の結果

1 から 4 までのとおり審査した限り、重要な点において、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であると認められた。

6 意見

(1) 水道事業会計

ア 有収率の向上について

有収率(配水量がどの程度収益につながっているかを示す割合)は88.2%となり、前年度と比較して0.5ポイント上昇した。これは、従来の計画的な漏水調査に加え、人工衛星画像解析による漏水調査などに取り組んだ成果が表れたものと考えられる。

引き続き、計画的かつ効果的な漏水調査を実施し、漏水箇所の早期発見に取り組み、有収率の向上に努められたい。

イ 未収金の縮減について

水道料金の未収金は約2億2,200万円となり、前年度と比較して約760万円減少した。これは、滞納初期における給水停止の厳格な執行や、回収が困難となった未収金の回収業務を弁護士法人に委託したことなどの取組の成果が表れたものと考えられる。今後とも、使用者負担の公平性・公正性を確保する観点から、未収金の縮減に積極的に取り組まれたい。

一方、水道料金の不納欠損額は約1,100万円となり、前年度と比較して約660万円増加した。これは、消滅時効が完成し、市外転出等により回収の見込みがない債権の処分を進めたことなどによるものであるが、不納欠損処分の実施に当たっては、使用者負担の公平性を損なうことのないよう、十分な徴収努力を尽くした上で厳正に対応されたい。

また、収納率の向上のためには、納付書払いの利用者に口座振替払いへ移行してもらうことが効果的であることから、従来の口座振替キャンペーンに加え、インターネットから口座振替の申込みができるサービスの導入を検討するなど、更なる口座振替の促進に努められたい。

ウ 水道ビジョンに基づく健全で持続可能な経営について

当年度の純利益は約5億4,300万円であり、営業収益における給水収益は前年度と同程度であるが、営業費用が増加したことなどから、前年度と比較して約8,800万円減少している。

水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少や節水機器の普及により水需要の減少が見込まれる中、水道施設の老朽化や激甚化・頻発化する自然災害への対応に加え、燃料・資材等の物価高騰等の影響から、厳しさを増している状況にある。

水道部では、近年の需要構造の変化を捉え、デジタル技術の進展等に対応し、SDGsの理念も踏まえた水道事業の運営を目指して、令和7年度から令和15年度までの9年間を計画期間とする「水戸市水道ビジョン」を策定したところである。

今後においては、このビジョンに基づき、安全でおいしい水の安定供給と持続可能な水道事業の運営が図れるよう、中長期的な視点に立った健全な経営に努められたい。

特に、近年は、老朽化に起因する管路の漏水、破裂事故が全国で頻発していることから、令和6年度に見直しを行ったアセットマネジメントを活用し、管路の状態及び重要度・優先度に応じた老朽管路の更新に努められたい。

(2) 下水道事業会計

ア 水洗化率の向上について

水洗化率(下水道が整備された区域内の人口のうち実際に下水道に接続している人口の割合)は88.5%となり、前年度と比較して0.3ポイント上昇したものの、依然として全国平均を下回っている状況にある。

水洗化率の向上は、下水道使用料収入の確保につながることから、今後とも、下水道の未接続世帯に対して各世帯の実情に合わせた説明や相談を行うとともに、令和7年度から開始した下水道切替工事補助制度の積極的な周知・広報に取り組み、水洗化率の向上に努められたい。

イ 未収金の縮減について

下水道使用料の未収金は約4億7,100万円となり、前年度と比較して約250万円減少した。また、下水道事業受益者負担金の未収金は約750万円となり、前年度と比較して約25万円減少し、調定額に対する収入率も91.3%となり、前年度と比較して0.4ポイント上昇しており、文書催告や滞納処分の実施により、未収金の早期解消に努めた成果が表れている。

受益者負担の公平性・公正性の確保の観点から、引き続き、関係部署との連携を強化し、滞納初期における速やかな対応や、滞納者の実態に応じた収納対策を効果的に実施することにより、未収金の縮減に努められたい。

ウ 下水道施設の老朽化対策の推進について

近年、下水道管等の破損に起因すると思われる道路陥没事故が全国的に頻発する中、本市の中心市街地においても、下水道管の老朽化に伴う破損による道路の陥没が複数発生したところである。今後、大規模な陥没事故が発生した場合、市民生活や社会活動に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、DX技術等を活用した効率的な調査・点検手法や修繕・改築のための新技術の導入等の検討を図りながら、重要度・緊急度に応じた下水道管路の老朽化対策を積極的に推進されたい。

また、老朽化が進行している農業集落排水施設については、改築更新費の抑制や維持管理費の削減を図るため、公共下水道への接続が計画されているが、施設劣化の進行状況や機能保全に必要なコスト等を踏まえ、接続計画の一層の促進に努められたい。

エ 経営の健全化に向けた経営基盤の確立について

令和6年度の経営状況を見ると、経常収支比率は103.2%となり、健全経営の水準とされる100%を上回ったものの、経費回収率は97.6%となり、物価高騰等による費用の増加により、汚水処理に係る費用を使用料で賄えている状況を示す100%を前年度に引き続き下回っており、依然として厳しい経営状況にある。

下水道部では、令和6年度から令和15年度までを計画期間とする「水戸市下水道事業経営戦略(第2期)」に基づき、将来にわたって安定した下水道サービスを提供し続けるため、経営の健全化に取り組んでいるところである。

安定した下水道サービスの提供には、老朽化した施設はもとより全ての施設を適切に維持管理していく必要があり、そのために必要な財源の確保が重要な課題である。

今後においては、引き続き、経費の節減や経営の効率化に取り組みながら、より有利な国等の補助制度や起債制度の活用を図るとともに、より適正な受益者負担の在り方について検討し、経営基盤の確立に努められたい。